

令和6年度山形県ものづくりスタートアップ支援事業費補助金

1 概要

本県のものづくり産業を牽引する中核的ビジネスの担い手となるスタートアップの創業を支援するため、創業時や事業化に係る経費について補助金を交付するものです。

2 補助対象事業

区分	事業内容
1 創業立ち上げ事業	令和6年3月1日から令和7年2月28日までに創業した又は創業するスタートアップが、山形県の中核的ビジネスの創出につながる、ものづくり産業における新たなビジネスアイデアの事業化に向け、事業の立ち上げに取り組むもの
2 事業化促進事業	令和4年3月1日から令和7年2月28日までに創業した又は創業するスタートアップが、山形県の中核的ビジネスの創出につながる、ものづくり産業における新たなビジネスアイデアの事業化に取り組むもの

○区分1は創業1年目の企業の創業期の立ち上げ経費を支援するもの、区分2は創業1～3年目の企業の事業化を促進するための経費を支援するものです。

○創業1年目の場合、区分1、2の双方に応募することも可能ですが、区分2の審査では、創業年に事業が一定程度進捗し、本補助金を活用することで更に事業が加速するかという点を審査します。

○「令和4年度山形県スタートアップ（創業）支援事業費補助金」及び「令和5年度ものづくりスタートアップ支援事業費補助金」において交付を受けた場合も応募可能です（区分2に該当する事業化促進事業での交付は累計2回まで）。

○なお、当補助金における「ものづくり産業」とは、ものづくり技術を主に利用して行う事業が属する業種であって、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種の産業、その他、情報通信業におけるAIやIoT等のものづくり技術と関連する事業の活動を指します。

補助事業の採択にあたっては、応募書類の内容及びプレゼンテーションにより「ものづくり産業」に該当するかどうかを判断します。

3 補助対象者

○山形県内において、補助対象事業を行うスタートアップであること。

○補助対象事業に記載の期間に、創業（株式会社等の設立の登記を行うこと）した又は創業する者であること。

○スタートアップの登記上の所在地が山形県内にあること。

○スタートアップの主たる事業拠点が山形県内にあること。 など

◆詳細は募集要領を参照ください。

4 補助率・補助金額・補助対象経費

区分	1 創業立ち上げ事業	2 事業化促進事業
対象者	創業1年目	創業1～3年目
補助率	1/2	1/2
補助金額	上限150万円	上限100万円
対象経費	市場調査費（委託費及び専門書購入費）、	専門家費用（謝金、旅費及び委託費）、評

	<p>専門家費用（謝金、旅費及び委託費）、評価・実証試験・試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費及び製作委託費）、広告宣伝費（HP作成費用及びパンフレット作製費用）、工事費、機械装置・工具・器具購入費、備品等購入費、リース料、事務所等賃借料、光熱水費、通信費、従業員の人件費</p>	<p>価・実証試験・試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費及び製作委託費）、広告宣伝費（HP作成費用及びパンフレット作製費用）、知的財産権関連経費、展示会出展費用（出展料、旅費、出展ブース施工費用、出展ブース装飾費用、出展ブーススタッフの人件費及び資料等配送費用）、認証取得関係経費、リース料、事務所等賃借料、光熱水費、通信費、従業員の人件費</p>
--	---	---

- ※1 区分1及び2の双方で補助事業を行う場合、補助対象経費をいずれかの区分に明確に仕分けること。
- ※2 工事費は1件あたり50万円未満とする。
- ※3 機械装置・工具・器具、備品等の物品は1件あたり10万円未満とする。
- ※4 知的財産権関連経費は、特許庁に納付する出願料や審査請求手数料、特許料等を除く。
- ※5 上記のほか、次に掲げる経費を含めないものとする。
 - ・グリーン車、ビジネスクラス等交通機関の上級な座席に係る料金
 - ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額（旅費等の内税を含む）
 - ・収入印紙代及び振込に係る手数料
 - ・行政機関等からの他の補助金等を充当する経費

5 スケジュール

○補助対象期間 令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

※上記の補助対象期間内に要した経費かつ支払いまで完了したものを補助対象とします。

（クレジットカード支払い等の場合は、補助対象期間内に引き落とし完了までが必要）

○募集期間 令和6年6月28日（金）から令和6年8月2日（金）まで

○審査・採択 8月下旬（予定）

○交付決定 9月上～中旬（予定）

※審査の結果、交付予定額が予算額に満たない場合は再度募集することがあります。

6 選考方法

（1）選考方法

別に設置する審査会の審査に基づき、県において決定します。審査会では、応募者によるプレゼンテーションを予定しています。

（2）審査基準

次の審査項目について審査を行い、特に、本県のものづくり産業を牽引する中核的ビジネスへつながるか、「事業規模、将来的な雇用創出」を重視します。

加えて、区分2の審査では、事業が一定程度進捗し、本補助金を活用することで更に事業が加速するかという点を審査します。

- ①事業の必要性 ②事業の市場規模 ③事業の成長性 ④地域課題や地域のものづくり産業への波及効果 ⑤雇用の創出 ⑥事業実施体制 ⑦資金調達手法や見通し

その他、詳細については「募集要領」をご確認ください。

■問合せ先

山形県産業労働部産業技術イノベーション課 次世代産業振興室（加藤）

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1

TEL：023-630-2358 FAX：023-630-2695